

令和5年第2回長久手市議会定例会
追加議案一覧表

議案番号	件名	所管
同意案第13号	長久手市教育委員会の教育長の任命について	教育委員会
同意案第14号	長久手市教育委員会の委員の任命について	教育委員会

令和5年第2回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年7月7日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
議案の提出について
- 第2 議案第34号及び議案第36号から議案第38号まで
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第3 同意案第13号長久手市教育委員会の教育長の任命について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第4 同意案第14号長久手市教育委員会の委員の任命について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第5 常任委員会等の閉会中の継続調査の申出について
- 第6 議員派遣の件

令和5年6月19日

長久手市議会議長 岡崎つよし 様

総務くらし建設委員長 野村 弘

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

1 事件名

- (1) 総合教育会議に関する事
- (2) 総合計画に関する事
- (3) 自治基本条例に関する事
- (4) 地域公共交通に関する事
- (5) 東部丘陵線（リニモ）に関する事
- (6) 職員の定数等に関する事
- (7) 広報及び広聴に関する事
- (8) 情報化に関する事
- (9) 統計に関する事
- (10) 行政の運営及び評価に関する事
- (11) 行政改革及び行政評価に関する事
- (12) 予算の執行及び財産管理並びに資金運用に関する事
- (13) 市税に関する事
- (14) 公金に関する事
- (15) 監査事務に関する事
- (16) 市民主体のまちづくりに関する事
- (17) 地域共生ステーションに関する事
- (18) 男女共同参画に関する事
- (19) 国際交流及び観光交流に関する事
- (20) 商工業に関する事
- (21) 交通安全に関する事
- (22) Nーバスに関する事
- (23) 防犯及び防災に関する事

- (24) 環境保全及び公害に関すること
- (25) 卯塚墓園事業に関すること
- (26) ごみの減量及びリサイクルに関すること
- (27) 都市公園及び緑地の整備に関すること
- (28) 農業の振興及び食育に関すること
- (29) ため池及び農業用水に関すること
- (30) 古戦場公園に関すること
- (31) 生涯学習及び社会体育に関すること
- (32) 文化芸術に関すること
- (33) 道路及び河川の整備及び管理に関すること
- (34) 土地区画整理事業に関すること
- (35) 公共下水道の整備及び管理に関すること
- (36) 市民相談に関すること
- (37) 消防に関すること
- (38) 株式会社長久手温泉に関すること

2 期間

令和9年4月30日まで

令和5年6月21日

長久手市議会議長 岡崎つよし 様

教育福祉委員長 富田えいじ

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

1 事件名

- (1) 社会福祉施策に関する事
- (2) 生活保護に関する事
- (3) 障がい者（児）福祉に関する事
- (4) 高齢者福祉に関する事
- (5) 福祉の家の管理に関する事
- (6) 介護保険事業に関する事
- (7) 地域支援事業に関する事
- (8) 子育て支援事業に関する事
- (9) 国民健康保険及び国民年金に関する事
- (10) 後期高齢者医療及び福祉医療に関する事
- (11) 母子保健事業に関する事
- (12) 義務教育に関する事
- (13) 給食センターに関する事
- (14) 図書館の運営に関する事

2 期間

令和9年4月30日まで

令和 5 年 7 月 3 日

長久手市議会議長 岡崎つよし 様

予算決算委員長 なかじま和代

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 7 2 条の規定により申し出ます。

記

1 事件名

- (1) 各会計の予算に関する事
- (2) 各会計の決算に関する事

2 期間

令和 9 年 4 月 3 0 日まで

議員派遣の件

令和5年7月7日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

第36回愛知県町村議会広報研修会

1 目的

議会だよりの編集等に関する事項の研究

2 派遣場所

アイリス愛知

3 期間

令和5年8月9日（水）

4 派遣議員

さとうゆみ 野村 弘 木村さゆり 田崎あきひさ にしだ亮太

水野勝康 山田けんたろう わたなべさつ子

議員派遣の件

令和5年7月7日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

第11回長久手市議会議会報告会

1 目的

議会活動の報告

2 派遣場所

西小校区共生ステーション、前熊一ノ井集会所

3 期間

令和5年9月3日（日）

4 派遣議員

全議員

令和5年第2回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第3号 5月31日	議会運営 委員会	全国靈感商法対策弁護士連絡 会の不当な声明に対する陳情	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	



令和5年5月31日

長久手市議会議長 殿

全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

住所

氏名

平素より、住民の安心・安全な暮らし、そして幸せのため、議会運営にご尽力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、以下のとおり陳情いたしますので、何卒お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

《陳情要旨》

- 1 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないようにしてください。
- 2 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮してください。

《理由》

1 要旨1について

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」といいます。）が、令和5年3月18日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（以下「本件声明」といいます。）を公表し、声明文を全国の1788自治体に送付したと発表しました。本件声明は、貴議会にも届いていると思われま

すが、本件声明には、4つの趣旨（以下「本件趣旨」といいます。）が掲載されていますが、本件趣旨に基づく決議（以下「本件決議」といいます。）がなされれば、後述のとおり、いずれも国連宣言に違反し（下記3参照）、憲法違反となる恐れが大いにあります（下記4参照）。

2 要旨2について

世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「家庭連合」という。）の信者及びその子らは、マスコミによる昨今の過激な報道等により、多大なストレスを受けています。特に、信者の子らの中には、自らの自由意思により家庭連合に在籍する者も数多くおり、その2世達のストレスは著しいものです。

仮に、貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがあります。

そのような行為は、地方自治の本旨（憲法92条）たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進（地方自治法1条の2）に反することで、違憲違法のおそれがあるものといえます。

3 本件声明が国連宣言に違反すること

宗教または信条に基づくすべての不寛容および差別の撤廃に関する国連宣言（1981年国連総会採択）より

国連では、宗教及び信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言を採択しています。そこには、すべての国は「宗教及び信念の自由についての理解、寛容及び尊重を促進すること」を必要不可欠とし、「宗教又は信念を理由とする差別を阻止し、それと闘うこと」「必要なあらゆる措置をとること」を決意したと述べられています。

全国弁連の声明は、日本社会において特定宗教に対する差別及び不寛容を助長するものであり、家庭連合の信仰をもった住民に対する不安と偏見を煽り、地域社会から排除するよう政治家に働きかけるものです。国と地方自治体、地方議会においては、宗教への不寛容を防止するあらゆる措置をとるべきです。

4 本件声明（全国弁連声明の4つの趣旨）が憲法違反となること

(1) 本件趣旨1について

本件趣旨1は、家庭連合による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性ある施策を実現・実施されたいというものです。

しかし家庭連合は、少なくとも現在は、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法を行っておらず、家族被害や二世被害があるという具体的な根拠も示されていません。

そのような中、特定の宗教を名指しし、若しくはその活動を畏縮させるような決議を行うことは、地域内の信者らの思想・良心の自由（憲法第19条）、信教の自由（憲法第20条1項）に対する侵害となり、憲法違反となることは明白です。

(2) 本件趣旨2及び3について

本件趣旨2は、政治家に対し、「家庭連合との関係断絶」をお願いするというものです。同3は、かかる関係断絶を明らかにするため、議会に対し、関係を断絶する議決を求めるというものです。

しかし、政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由（憲法19条）により決せられるべきであり、特定の団体により禁止を求められるような性質のものではありません。仮に、議会がそのような内容の決議を行えば、地域内の信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条1項の信教の自由に対する侵害となることはもとより、住民の請願権（憲法16条）や参

政権（憲法15条1項）、議員の思想信条の自由及び政治活動の自由（憲法21条1項）を著しく侵害するのであり、憲法違反となることは明白です。

(3) 本件趣旨4について

本件趣旨4は、貴議会議員全員に対し、家庭連合及び関連団体との関係の有無を調査し、関係があった場合にはその経緯や事実等を調査・公表することを求めるものです。

政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由及び政治活動の自由により決せられるべきであり、特に特定の宗教団体との関係について調査・公表することは、信教の自由を侵害し、憲法違反となることは明白です。

(4) 全国弁連の政治的偏向性について

本件声明を提出した全国弁連は、スパイ防止法の制定阻止を目的として設立された、特定の政治的主張を持つ弁護士らにより構成される団体であり、その代表世話人弁護士らは、いずれも日本共産党、旧社会党など、特定の左派系政党と関係の深い人物です。

特に、代表世話人の1人である郷路征記弁護士は、家庭連合の会員らを違法に拉致監禁し、強制改宗を行った者たちと結託し、脱会した元会員らを原告として家庭連合を訴える民事訴訟を多数提起してきました。

そのような団体の意向に沿うことは、地方議会の政治的中立性（憲法15条2項）を害するのみならず、間接的に特定人の経済的利益に与するものであり、断じて容認できません。

(5) 訴訟の可能性があること

上記の理由から、貴議会が本件決議を行った場合には、本件決議が憲法違反となるおそれがあることはもとより、本件決議の決議者が憲法順守義務（憲法99条）に違反するおそれがあります。

そのような場合は、当該決議に対する取消訴訟及び国家賠償請求訴訟を行う可能性のあることを申し添えておきます。

以上となります。何卒、本意をお汲み取りくださいますよう重ねてお願い申し上げます。また、議員の皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

討議資料

- ① 全国弁連の声明文 原文
 - ② 家庭連合二世への差別が各地で起こっています。配慮を求めます
 - ③ 全国弁連は政治的偏向団体
- ※代表世話人の郷路征記氏は旧統一教会の会員らを違法に拉致監禁し、強制改宗を行った者たちと結託
- ④ 関係遮断の決議をしたことにより
地方自治体が提訴された実例

地方議員の皆様、行政関係者の皆様の閲覧を希望いたします

世界人権宣言

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。 (第2条1項)

国際人権規約 B規約

すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。(第18条1項)

全国霊感商法対策弁護士連絡会

National Network of Lawyers Against the Spiritual Side

声 明

2023年3月18日

政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明

全国霊感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 郷路征記（札幌）

代表世話人 弁護士 中村周而（新潟）

代表世話人 弁護士 河田英正（岡山）

代表世話人 弁護士 平岩敬一（横浜）

代表世話人 弁護士 山口 広（東京）

事務局長 弁護士 川井康雄

第1 声明の趣旨

- 1 世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会。以下「統一教会」という。）による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や霊感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性ある施策を実現、実施されたい。
- 2 国会議員、地方議員を問わず、政治家の皆様（首長を含む）には、統一教会との関係断絶を改めてお願いしたい。
- 3 前項の関係断絶を明らかにするため、その所属する各議会において統一教会との関係を断絶する議決をして頂きたい。
- 4 各政党及び各議会は、第三者委員会等のしかるべき機関を立ち上げ、その所属する国会及び地方議会議員全員について、統一教会との間の以下の事項について調査し、メディアへの公表を通じて調査結果を有権者に明確に公表されたい。

○議員らに旧統一教会との断絶求める

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）を巡る問題で被害者支援などに取り組む全国霊感商法対策弁護士連絡会は30日、東京都内で記者会見し、教団との関係断絶を求める声明文を全国の1788自治体に送ったと発表した。宛先は都道府県知事ら首長と各地の議員。連絡会の阿部克臣弁護士は4月の統一地方選を念頭に「政治家は教団との関係を明らかにした上で有権者の判断を仰ぐべきだ」と訴えた。

全国霊感商法対策弁護士連絡会が、令和5年3月18日「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（上記）を公表し、全国の1788自治体に送付したと発表しました。同声明文は本自治体にも届いているものと思われまます。

https://www.stopreikan.com/seimei_iken/2023.03.18_seimei.htm

二世の生の声を聞いてください

家庭連合の信者・二世相手であれば 侮辱しても、基本的人権を侵害しても許されるのですか？

以下は「信者の人権を守る二世の会」に寄せられた差別実例の一部です。
メディア報道などで、精神的に不安定になり自殺未遂をはかった二世もあり問題は深刻です。

私のお父さんが職を失いました

父が家庭連合の信者だと、職場
でばれて、心ない言葉を浴びせ
られるようになりました。

精神的にも限界が来て、やむな
く仕事を辞めました。

“宗教二世”の救済とは
こういうことですか？

父の心の傷は、私の心の傷
でもあるんです。



学校で先生が・・・

社会の授業で、韓国併合時代の話
になりました。

先生が、韓国を侮辱する話の後
で、「統一教会というところ
は…」と、教会を批判する内容を
授業時間が終わるまで話し続けま
した。

周りにばれないように、涙を必死
にこらえながら授業を聴きまし
た。
もう学校に行きたくありません。



大事な友人に「縁を切られました」

幼いころから仲良くしていた友
人から、「親からもうつきあう
なと言われてもう会えない」と
言われました。

政治家の方が、テレビで「縁を切
る」と発言していることは知って
いましたが

そうした発言やメディア報道が、
私の大事な友人関係にまで影響が
及ぶとは思っていませんでした、
本当にショックです。



祖母の人格が変わってしまった

祖父母は信仰を持っていません
が、私の両親の信仰には黙認し
ていました。

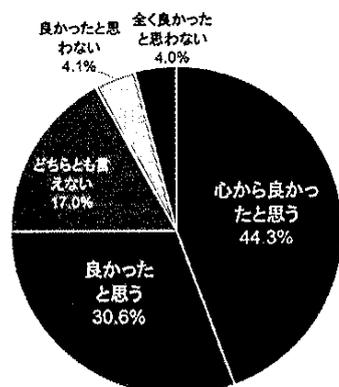
しかし事件以降、過度に心配し
た祖母が、私や両親に鬼の形相
で離教を迫ってくるようになりました。

優しくした祖母を返してくださ
い。教会は報道されているよう
なところではないんです。



家庭連合の宗教二世 2000人 へのアンケート

私たちが信仰をもって幸せに生きる権利を尊重してください！



家庭連合の宗教二世を対象としたアンケート調査で
75%の二世が「家庭連合の二世として生まれて良かった！」と
回答しています。良かったと思わないは約8%います。

宗教二世として苦労することも少なくない。しかし、それを乗り越えて、
多くの二世が「自身の信仰に誇り」をもち、「幸福を感じながら」暮らし
ている事実とその生き方をぜひ尊重していただきたいと思ひます。

家庭連合 現役二世が「メディアによる偏向報道」 「社会の差別解消」を訴え、公開シンポジウムを開催

2023.4.23 <https://www.2ndgen-rights.com/>

(11) **社会** 令和5年(2023年)4月24日(月曜日)

世界

「私たちの声も聞いて」

家庭連合現役二世信者が発信 シンポジウム開催

昨年7月の安倍晋三元首相銃撃事件をきっかけに巻き起こった世界平和統一家庭連合(家庭連合・旧統一教会)への激しい批判から、教団の二世信者らは23日、「私たちの声も聞いてほしい」と公開シンポジウムを開催した。

主催したのは有志の現役二世信者らでつくられた「信者の人権を守る二世の会」(代表リ小島希晶)。動画投稿サイト・YouTubeで同時中継された。シンポジウムで登壇したジャーナリストの福田ますみ氏は、もともと教団に対し「良いイメージを持っていないかった」と述べた。その上で、中立的な意見を言った人までもがひどく批判されることや、全国霊

感商法対策弁護士連絡会(全国弁護)の発言などから「なぜ被害者が加害者にすり替わるのか」と疑問を抱いたことが、一連の旧統一教会問題の取材を行うきっかけになったと説明した。

五つの自治体でなされた地方議会が家庭連合との関係を断絶する決議の取り消しを求めた訴訟で、原告である家庭連合と関連団体の代理人を務める徳永信一弁護士は、「日本が多様性を尊重するならば、少数の宗教的価値観を信じる人々への尊重と共存がテーマになる」と強調。家庭連合の信者とその子供たちに対する政治家や言論界の対処の仕方は問題があるとの認識を示した。

同会代表の小島さん(27)は、「宗教二世」として悩んだ経験も語った。韓国人の父親と日本人の母親の間に生まれたが、教団の理想と家庭の状態が異なると感じ、「私は間違ってる生まれたのでは」と考えたこともあったという。

ただ、韓国の祖母を訪ねたことがきっかけに、「私は教会や親の被害者ではない。一度しかない人生をどう生きるか必死で考え、自分の意思で信仰を持つことを選んだ」と語った。



ジャーナリストの福田ますみさん(右)や弁護士の徳永信一さん(右から2番目)、現役二世信者たちで行われたパネルディスカッション=23日午後(村松澄恵撮影)

世界日報記事(4月24日付)

「私は教会や親の被害者ではない。一度しかない人生をどう生きるか必死で考え、自分の意思で信仰を持つことを選んだ」
信者の人権を守る二世の会 代表 小島希晶

全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）の不都合な真実

左翼的イデオロギーから発足

【 © 国際勝共連合 】

【全国弁連とは・まとめ】

- ①邦人拉致事件解決を期してスパイ防止法制定を訴え勝共連合が関わった国民運動を潰すため旧社会党系・共産党系弁護士が1987年に設立。旧統一教会信者の経済活動を「靈感商法」として断罪、被害者を作り出し民事裁判を起こし左派メディアと連携
- ②代表世話人・山口広弁護士はKGB工作を暴露したレフチェンコ事件裁判の旧総評弁護団
- ③代表世話人・郷路征記弁護士は「青春を返せ」裁判で「拉致監禁による改宗」に関わる
- ④事務局長代理の紀藤正樹弁護士は共産党に献金し九条の会推薦人に名を連ねる左翼弁護士
- ⑤全国弁連が提出し喧伝する数字には、法的根拠や客観性が疑われるものが含まれる

《スパイ防止法制定運動の背景》

1968年に設立された国際勝共連合は、共産主義の間違いを訴え、世界が「革命前夜」と呼ばれた中、日本の共産革命化を阻止する運動を展開した。機関紙「思想新聞」で1970年の「よど号事件」、72年の「連合赤軍事件」は、日本共産党の陰惨な歴史が「原型」とする論陣を張った。

さらに日本共産党との対峙を決定的にしたのが、1978年の京都府知事選挙で、勝共連合が共産主義の間違いを訴え28年に渡る共産府政を終わらせた。これに危機を感じた当時の宮本顕治委員長は「自民党に対しては“勝共連合と一緒にやれば反撃をくって損だ”という状況をつくるのが重要だ。“勝共連合退治”の先頭に立つことは、後世の歴史に記録される『聖なる戦い』である」と「全面戦争」を宣言（「赤旗」1978年6月8日）。以後、左翼思想を持った弁護士、ジャーナリスト、左翼陣営に取り込まれた宗教者らが連携し、国際勝共連合及び統一教会に対する執拗な反対運動を展開するようになった。

その一方で、1978年に日本人アベック（カップル）が突如失踪する事件が相次ぎ、それが北朝鮮の拉致による疑惑といち早く報じたのが「思想新聞」。当時、報じたメディアは産経新聞を除き皆無。この事件からスパイ工作員による拉致であるとし一大キャンペーンを展開した。77年の横田めぐみさん拉致もこの頃で、安倍元首相は「2カ月前の久米裕さん拉致事件で実行犯を逮捕していれば誤ったメッセージを送らずにすみ、横田めぐみさん拉致は防げた」と述べている。

そもそも北朝鮮のみならずソ連や中国、戦前のゾルゲ事件から、スパイによる間接侵略への備えの必要性が指摘されていた。特に1970年代、日本赤軍やPFLP（パレスチナ解放人民戦線）らによる国際テロが相次ぎ、国家機密保護が国会で検討された。そこで勝共連合は78年に「スパイ防止法制定3千万人署名国民運動」を開始し、翌79年に「スパイ防止法制定促進国民会議」創設

に参画。都道府県会議を全国で設置し、署名活動の他地方議会での同法案制定請願運動を牽引した。

同法制定を求める請願・意見書が全自治体の過半数の28都道府県、1734議会で採択。これを受け自民党はスパイ防止法案をまとめ国会上程。対する野党は断固反対で審議拒否、それ以上に共産党系組織を総動員して朝日新聞など左翼メディアや日弁連などがこぞって反対。

しかしこの左翼メディア幹部や政治家らが、実はソ連のスパイ網に属する工作員であることが、米国亡命したレフチェンコ元KGB少佐の82年の米国での証言で暴露された。社会党（現社民党）議員の名も挙がると本連合は機関紙号外で糾弾。これを社会党が「CIAと国際勝共連合の謀略」と「社会新報」に記載し、勝共連合が社会党を名誉毀損で訴えた（1994年、社会党が勝共連合に解決金200万円を支払うことで和解。同事件の判決文内容は別掲）。なお、レフチェンコ証言の正しさは、ソ連崩壊後に公開された旧KGB工作の全貌が窺える『ミトロヒン文書』からも明らかだ。

実はこの裁判における社会党側の代理人弁護士こそが、「全国弁連」の世話人で元事務局長の山口広弁護士だ。

実は「スパイ防止法制定促進国民会議」と共にスパイ防止法制定の国民運動を進める勝共連合に対し、運動を阻止しようとして設立された団体が全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下、全国弁連）である。

このようなスパイ防止法制定に危機感を募らせた左翼勢力が国際勝共連合および統一教会を潰そうと躍起になって乗り出したのは、1986年11月26日の「スパイ防止法案」の再提出からだ。

《スパイ防止法潰しが設立目的の「全国弁連」》

全国弁連の発足の「舞台裏」を、横浜弁護士会所属の小野毅弁護士は1986年10月23日、「日本ジャーナリスト会議」のシンポジウムで次のように述べている。

「開運壺商法弁護団というものを今年5月に正式に発足

全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）の不都合な真実

させて…弁護団は、青年法律家協会の神奈川支部が中心で…取り組んでいる弁護士と、もう一つは国家機密保護法（スパイ防止法）の平和問題を取り上げている弁護団と、青法協内部でも2つの大きな流れがある」

「消費部会で（『靈感商法』について）研究しましょうということになって、…統一教会といえど何かとやっつけたいと思っている弁護士が平和部会には多いので…弁護団を作ろうということになった」「発足した時、被害者は一人しかいなかったが弁護団を発足させ、マスコミに取り上げてもらって被害者を発掘しようということになった」（『『靈感商法』の真相』世界日報社）

青年法律家協会（青法協）とは、共産党系を核とする左翼的な活動家弁護士の集団で、全国弁連の発足当時は、「スパイ防止法」の国会再提出阻止のために組織をあげて取り組んでいた。

また山口広弁護士は、全国弁連参加の呼びかけに、「社文」（社会文化法律センター）機関紙でこう述べた。

『『靈感商法』とは、統一協会が組織ぐるみで…『霊』を引きあいに、数百万円以上で売りつけるというもので、そこで得た金は統一協会や勝共連合の国家秘密法制定の策動の資金に流れている。…この度靈感商法問題に取り組んできた社文の会員も参加し、『靈感商法被害救済弁護士連絡会』（仮称）が結成されることになったので…」（『センターニュース』第2号1987年1月31日付）

さらに山口氏は、「靈感商法を統一協会が行っている」と断言し、それが「国家秘密法（スパイ防止法）制定運動の資金源だ」と決め付けた。つまり「全国弁連」の成立の背景に「統一教会つぶし」「スパイ防止法つぶし」という極めて政治的な目的があったことが分かる。

こうして社会党（総評）系や共産党系（青法協、自由法曹団）の弁護士が共闘し1987年2月、全国弁連が結成され、記者会見の内容を朝日新聞をはじめとしたメディアが大々的に報道した。当時、「靈感商法」問題に関わった191人の弁護士のうち99人が共産党系と言われている（『思想新聞』87年3月29日付）。そして、「全国弁連」の呼びかけ人34人のうち19人が連合赤軍事件など過激派の裁判の被告弁護に関わった旧社会党系弁護士だ（『情勢年鑑88』）。全国弁連結成当時、中心的に活動していた東澤靖弁護士は特に北朝鮮・朝鮮総連との関わりが深かった（『思想新聞』同上）。

代表世話人の一人、山口弁護士は「総評弁護団」（日本労働弁護団）及び過激派テロ事件などの裁判を扱うことが多い「社会文化法律センター」（社文）に所属する旧社会党左派系弁護士である。

また代表世話人の一人、郷路征記弁護士は自由法曹団100周年を記念し8月23日、同北海道支部と青法協北海道支部の共催で行われた旧統一教会についての講演会で講演。郷路弁護士は「青春を返せ」訴訟を担当し、同訴訟で原告の8割が「拉致監禁による脱会者」との報告

がある（『間違いだらけの「マインド・コントロール」論』）。

自由法曹団の所属弁護士は約2,000人。役員が多くが共産党員とされ、所属法律事務所が「共産党」と言われるほど。「安倍元首相の国葬に反対」と公式サイトトップに掲げ、「共謀罪反対」のデモを行っている。

青法協は1954年に共産党系の学生・弁護士らが中心になり結成。学者や修習生・学生を含め2500人が所属。

このように見ると、「破防法調査対象団体」と深く関わっているのが、「全国弁連」ということになる。

では消費者庁の靈感商法対策検討会の委員として参加した紀藤正樹弁護士については、どうなのか。

『強制改宗屋』と連携する紀藤弁護士』

2022年8月18日、立憲民主党は「旧統一教会被害対策本部」の会合で、世界平和統一家庭連合の信者を暴力的に拉致監禁の上、強制改宗させてきた宮村峻氏を「脱会支援者」として招聘しヒアリングした。

ところが、宮村氏は家庭連合信徒の後藤徹氏を12年5カ月に及ぶ拉致監禁と脱会強要したとして、後藤氏側が提訴し、2200万円の損害賠償を支払うことが最高裁で確定。この裁判でルポライターの米本和広氏が「全国弁連」内の「内紛」を明らかにした以下のようなインタビュー内容を「供述書」として提出している。

「伊藤 統一教会信者の中には多額の献金をする人がいますが、宮村氏のような脱会説得の専門家によって脱会した後は、統一教会に対して損害賠償請求をするようになります。裁判所もこの手の事件では原告を勝訴させることが殆どですが、中には億単位の事件もありました。宮村氏はこうした高額事件を特定の弁護士だけに、具体的な名前をあげれば紀藤正樹弁護士ですが、紀藤弁護士だけに回すということを行っていました。

しかし、我々は運動体としてやっていたので、こうした事件は全部一回、全国弁連に上げて配分すべきだし、一部の弁護士だけが潤っても後継者は育たないことから、私は抗議したこともありましたが、宮村氏はこうした主張には一切お構いなしでした」（米本和広氏ブログ「火の粉を払え」より）

このインタビューによると、伊藤弁護士は「ホームオブハート」裁判で被告発人側の弁護をしたら、紀藤弁護士から「全国弁連」から排除されたという（ブログ「拉致監禁 by 宮村の裁判記録」）。

しかも脱会・説得を行う他の牧師から「暴力的」「やりすぎ」というネガティブな評価が強くなり、実は法外な金を取っていることを知り、全国弁連から排斥すべきと提案。伊藤氏が所属している間は手を引いたものの、伊藤氏がやめてから再度関係が復活したという（同）。

このように、紀藤弁護士にも「不都合な真実」が存在するのである。なお、教団改革推進本部の会見を受け、紀

全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）の不都合な真実

藤氏は「自分は左翼弁護士ではない」とテレビ番組で強弁しているが、実は日本共産党と極めて近い護憲圧力団体として知られる「九条の会」の賛同人に名を連ね、「同講師団」の一人でもあるれっきとした「左翼弁護士」である（「九条の会ニュース」2005.1.26、ちなみに山口広弁護士も賛同人）。しかも共産党への献金（2020年）も発覚し、旧統一教会の「被害相談」の「民間窓口」として、反日左翼的政治活動で知られる「日本基督教協議会」（NCC）を紹介、ツイッターでも「反自民」の立場での発言が目立つ「左翼論客」が露わとなっている。

《共産党が仕掛け朝日新聞と連携》

先述のように86年10月、旧ソ連KGBのフロント組織「国際ジャーナリスト機構」の要精で結成されたという日本共産党系の「日本ジャーナリスト会議」の集会で、「スパイ防止法は勝共連合が進めている」「勝共連合の資金を食い止めるため『靈感商法』を問題にしたい」との方針を打ち出した。この意向を受け同年12月から開始されたのが、『朝日ジャーナル』誌による一連の「靈感商法」追及キャンペーンだ。

実は同誌キャンペーンの直前まで共産党の『赤旗』は「勝共連合のインチキ商法」と攻撃していたが、「朝日」がキャンペーンを始めた途端に停止。共産党こそまさに「靈感商法」攻撃の仕掛け人だったと言える。

それでも結局、スパイ防止法案は1985年に議員立法として提出され、継続審議となるも、翌年の第103回国会で廃案となった。この時実は、自民党から離脱した政治集団「新自由クラブ」（河野洋平代表）の自民党への再合流の条件が、「スパイ防止法案」の取り下げであった。

つまり「スパイ防止法潰しの靈感商法キャンペーン」と「旧統一教会＝勝共連合潰し」に関わっているのが、河野洋平・河野太郎父子ということになる。

《中曽根首相『手を切れ』は自由への侵犯》

1987年7月、共産党の佐藤昭夫議員は第109回国会参院本会議で中曽根康弘首相に対し「靈感商法の背後に、韓国仕込みの謀略団体、統一協会、勝共連合があることは明白なのに、総理の御子息や福田元首相らが勝共連合の依頼で『霊石感謝の会』に祝電を打っています」「6月4日の本院決算委員会での私の質問に対し遠藤法務大臣は、その根を絶やす方途を検討すると答弁されましたが、総理、自民党総裁として、今後、勝共連合ときっぱり手を切ると明言されますか。また、勝共連合などを使って反動勢力がたくらむ国家機密法案再提出はやらないと断言していただきたいのであります」と迫った。

これに対し答弁に立った中曽根首相は「一部団体との関係について、自民党は縁を切れとかなんとか言っておりますが、これは思想と行動の自由に対する重大なる侵犯発言であると私は考えています。共産党の独裁的な

政策の現れではないかと私は考えています。こういう思想と行動の自由を侵害するような、こういう憲法違反的発言はぜひ慎んでもらいたいと、こう思うのであります。特に今、最後に、うそとかペテンとかという非常に品位のない発言をされましたが、こういう神聖な議場でそのような品位のない発言をするということは、共産党の名誉のために惜しむものであります」として、「手を切れ、縁を切れ」との共産党の主張を明確に退けた経緯がある。

《「強制改宗」の背後に共産党系弁護士》

前述したように、「全国靈感商法対策弁護士連絡会」と連動しているのが、スパイ防止法制定運動とともに高まり始めた統一教会信者に対する「拉致監禁による強制改宗」だ。1987年8月、京都大学原理研究会の吉村正さんが拉致からの76日間に及ぶ「監禁・説得による強制改宗」から脱出。人身保護請求を提訴し「憂慮する会」の戸田某が監禁の事実を認めた。この時に被告側を弁護したのが、青法協・自由法曹団の郷路征記弁護士ら総勢約200人の大弁護団だった（※）。

いくら一般には理解し難い教義を信仰する新興宗教（「カルト」と断言）だからといって、脱会改宗を説得するために、身体的自由を奪って拘束・監禁することは、明らかな「人権侵害」にほかならない。当時の戸田氏や最近の宮村氏の人権無視の暴力行為は決して許されない行為である。「洗脳（マインドコントロール）」を解くためなら何をしても構わない、というのは一つの全体主義的な「思想強制」であり、現在進行形で中国がウイグル・チベットの「少数民族」に行っている、強制収容によって思想改造させていること、そして気功集団「法輪功」の信者を弾圧・臓器収奪するのと変わらない。

このことを、安倍晋三元総理を銃撃した山上徹也容疑者が犯行前に手紙を送った当事者であるルポライターの米本和広氏は、「反カルトのカルト性」と名付けたのである。この「カルト（＝旧統一教会）の殲滅」のためなら人権蹂躪も許されるという論理は、ブルジョアジー打倒のためなら暴力革命も許されるという共産主義的全体主義の論理だ。この「カルト殲滅という正義」を振りかざし、これを生業とする人々にとり都合が悪いのが、「反カルトのカルト性」を説く中立的な米本氏の指摘である。

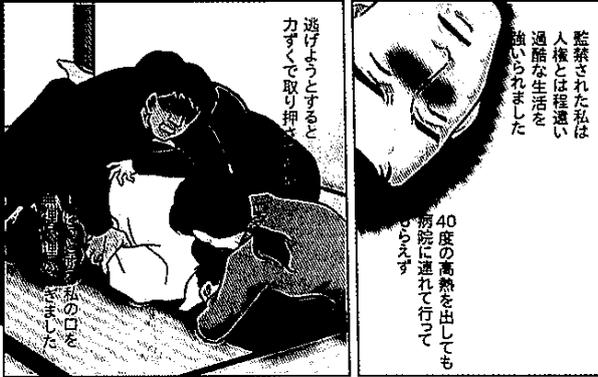
なお、沖縄の反米反基地闘争でも目撃されていたのが、立憲民主党の辻元清美参院議員と極めて近いと言われる極左労組「関西生コン」だ。恐喝や威力業務妨害で87人の逮捕者を出している集団だが、左翼弁護士らは「不当逮捕」として大弁護団を組織している。だが、その中心人物こそ、福島瑞穂社民党党首の夫である海渡雄一弁護士で、「九条の会」賛同者でもあり、海渡弁護士は安倍政権が成立させた特定秘密保護法の反対組織の中心人物でもある。その関西生コン弁護団には、自由法曹団や青法協の幹部も名を連ねているのである。

拉致監禁・強制改宗とは

家庭連合信徒をマンションの一室に閉じ込め、脱会すると断念するまで非難し、精神的苦痛を与え続ける行為が横行してきました。被害者数4300人以上。

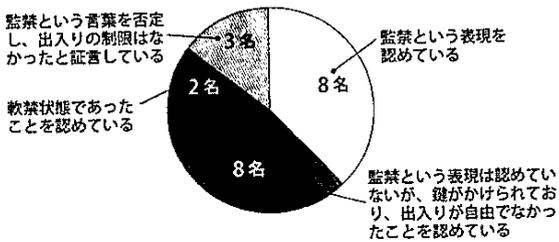
首謀者は、家庭連合を“異端”とするキリスト教牧師、統一運動・勝共運動に敵対する弁護士・ジャーナリストら。

彼らは、棄教させた元信者に教団を訴えさせ、人為的に「被害者」を作り出します。現在メディアに露出する元信者も「拉致監禁」の被害者であることが少なくありません。



第3章 「青春を返せ」裁判と拉致監禁・強制改宗の関係

【表1】 反対尋問によって明らかになった原告21名の状況 (札幌「青春を返せ」裁判)



が8名おり、「監禁」という表現は認めていないが部屋には内側から鍵がかけられており、部屋から自由に出入りできなかったことを認めた者が8名おり、軟禁状態にあったと証言している者が2名いるということである。ここでいう軟禁とは、鍵はかけられていなかったものの、常に誰かが見張っていて逃げ出せる状態ではなかったことを指している。残りの3名が、「監禁」という言葉を否定し、出入りの制限もなかったと証言している者たちである。

物理的な拘束が事実上あったことを認める証言が全体の75%を超えていることは特筆に値する。また、全体の86%の原告が、何らかの意味で拘束された状態で脱会を決意したことになる。

原告への「反対尋問」で明らかになった監禁の実態
自分が監禁されていたことを証言した代表的なケ

「マインド・コントロール」論

Mind Control Theories as Pseudoscience

魚谷俊輔

紀藤正樹弁護士への反論と正しい理解

紀藤正樹弁護士の「不都合な真実」とは？

似非科学の「マインド・コントロール」論！
あなたも俗説にたまされていませんか？

代表世話人の郷路征記弁護士が、旧統一教会の会員らを違法に拉致監禁し、強制改宗を行った者たちと結託し、「青春を返せ裁判」を担当してきたことが、同裁判の原告の証言で明らかになっています。(以下資料は、上記より引用)

裁判は札幌において始まり、原告たちは、統一教会の信徒らが行っていた伝道活動を違法行為であると主張し、統一教会で失われた青春の数年間に對する損害賠償を請求した。札幌地裁における審理は1987年3月から2001年6月まで14年3カ月という長期間にわたる裁判であった。原告は最終的には21名となり、全員が女性である。

結果は、2001年に一審判決で原告の元信者らが勝訴し、2003年3月に控訴審(札幌高裁)で統一教会の控訴が棄却され、同年10月に最高裁が統一教会の上告を棄却したことにより、元信者らの勝訴が確定している。裁判所が認めた損害賠償額は、請求額のおよそ3分の1であった。ちなみに、「青春を返せ」裁判は必ずしも原告側が勝訴しているわけではない。原告側は、1998年の名古屋地裁判決、1999年の岡山地裁判決、2001年の神戸地裁判決において敗訴している。

それでは、これらの元統一教会信者たちが教会を離れた(脱会を決めた)時の状況について分析してみよう。札幌「青春を返せ」裁判の原告が教会を離れるようになった状況は、統一教会の代理人である弁護士が、原告らに対して行った反対尋問によって明らかになった。21名の原告の証言は、以下の四つのカテゴリーに分類することができ、その人数と比率は「表1」のとおりである。

この円グラフが示しているのは、証言において文字通り監禁されたことを認めている者

ースを紹介しよう。以下に引用するO・Rさんの本人調書は、非常に正直である。これは1999年12月14日に札幌地裁で行われた尋問において、統一教会の代理人である本田弁護士に答えたものである。

本田…あなたは統一協会を脱会しましたね。

O・R…はい。

本田…脱会されるときにはどこかのマンションに監禁されましたでしょう。

O・R…連れていかれました。

本田…だれが中心になってあなたを監禁したの。

O・R…父と母です。

本田…どうしてあなたを監禁したんですか、目的は何ですか。

O・R…統一協会を脱会させるために。

本田…なぜ脱会させようとしたの。

O・R…それはお父さんとお母さんが多分よくないことをやっていると思っただけだと思います。

(中略)

本田…お父さんお母さんは、宗教に年がら年中、四六時中献身して、宗教活動を行っているということは問題があると考えたんじゃありませんか。

O・R…はい。

(中略)

本田…あなたは何日間くらい監禁されましたか。

O・R…何日間というのは覚えてません。七日目くらいでちよつと考えだしたと思います。

本田…中心になったのはあなたの両親ですね。

O・R…はい。

本田…脱会させるのに、それ以外にどういう人たちが関与しましたか。

O・R…うちの親戚とかパスカルさんが話ししてくれました。

本田…パスカルからあなたは話を聞いたんですか。

O・R…はい。

本田…監禁されたマンションの中で聞いたんですね。

O・R…はい。

本田…何を聞かされましたか。

O・R…主には原理講論と聖書が言っているところの違いというのを。

本田…パスカルというのはクリスチャンですか、それとも新教の信者ですか。

O・R…新教です。

本田…あなたに対して、原理講論の間違いをいろいろと正したわけだね。

O・R…はい。

(中略)

本田…あなたを監禁状態にしておいて、部屋からどこにも出られない、自由が束縛されていることははっきり分かりますね。

O・R…はい。

本田…精神的にも束縛されているでしょう。

O・R…はい。

本田…物理的にも束縛されていますね。

O・R…正確に言うると七日目まで。

(中略)

本田…だれからあなたの両親は統一協会の教理について教わっていたの。

O・R…多分パスカルさんだと思います。

(以上、調書47頁66ページ)

次に、監禁という表現を否定し、「救出」であったと主張しながらも、部屋に鍵がかかっていたこと、外に自由に出入りすることができなかったことなど、何らかの物理的な拘束があったことを認めている証言の一つを紹介しよう。以下に引用するY・Nさんの本人調書が典型的な例である。これは1999年12月14日に札幌地裁で行われた尋問において、統一教会の代理人である鐘築弁護士の質問に答えたものである。

鐘築…それから、あなたはお父さんというか、家族に監禁されましたよね。監禁。

Y・N…救出ですね。

鐘築…一カ月ぐらいマンションにいたんですね。

Y・N…はい。

鐘築…自分の部屋から出入りは自由でしたか。

Y・N…いいえ。

鐘築…鍵かかっていましたね、部屋に。

Y・N…はい、窓から私が飛び降り自殺をしないように鍵をかけてくれました。

地方議会が「世界平和統一家庭連合・友好団体（関連団体）に対する憲法違反の排除決議」をしたことにより、地方自治体が提訴された実例

昨年より、幾つかの地方議会が世界平和統一家庭連合（家庭連合、旧統一教会）とその友好団体・関連団体に対し「関係を遮断する」旨の決議を採択しました。

決議は、家庭連合・友好団体を、法的根拠なく「反社会的」と断じ、憲法で保障された「請願の自由」「思想良心の自由」「信教の自由」を侵害する形で、当該団体およびその活動を不当に差別、排除するものです。いずれの議会も、家庭連合および友好団体の個人又は団体により、決議の取り消しや慰謝料などを求め提訴され、現在、不名誉な裁判が行われております。

貴議会におきましては、自治体住民であり、宗教を信じる者の基本的人権を安易に侵害し、その尊厳を貶める不当な決議をなさらないように心からお願い申し上げます。

①富山市議会決議に対する訴訟

「世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関係団体と一切の関係を断つ決議」に対する家庭連合信者による提訴（2022年12月16日）

<報道記事>

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221216/k10013925361000.html>

<裁判資料が掲載されているウェブサイト>

<https://www.yasudasan-sien.info/documents/>



②富田林市議会決議、大阪府会決議に対する訴訟

<報道記事>

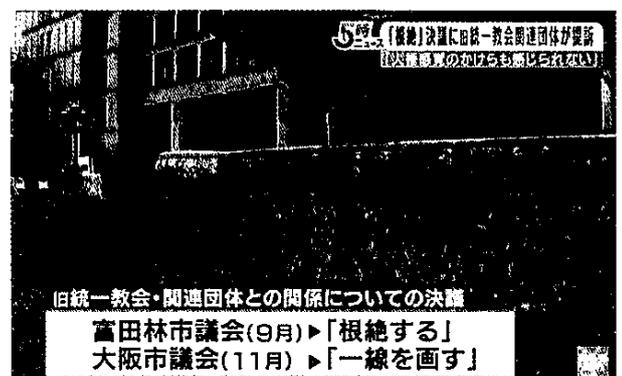
<https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20221223/2000069431.html>

<裁判資料が掲載されているウェブサイト>

<https://upf-osaka.org/saiban-1223>

<https://note.com/upfjapan/m/m6ccbd111dcfb>

「関係断絶決議は、人権感覚のかけらも感じられない」として提訴されたことを各種メディアで報道



③大阪府議会議決に対する訴訟

「旧統一教会等の悪質な活動とは一線を画する決議」（2022年12月20日）

一般社団法人 UPF 大阪による提訴（2023年2月14日）

<報道記事>

<https://mainichi.jp/articles/20230214/k00/00m/040/240000c>

<裁判資料が掲載されているウェブサイト>

<https://upf-osaka.org/saiban-0214>

<https://note.com/upfjapan/m/m6ccbd111dcfb>

④北九州市議会議決に対する訴訟

北九州市議会議決（2022年12月15日）

「反社会的な旧統一教会に関与しないことを確認する決議」

家庭連合信者による提訴（2023年2月20日）

<報道記事>

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/kitakyushu/20230220/5020012827.html>

https://www.youtube.com/watch?v=qDDe1_Jpvg4&feature=youtu.be



裁判は自治体にとって不名誉なことであり、私どもも本意ではありませんが民主主義社会における基本的人権の侵害に対しては断固として闘わなければなりません。

<裁判資料が掲載されているウェブサイト>

<https://forhr.net/kitakyushu>

本書類のリンク URL 等の情報は
こちらからもご覧になれます



(案)

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、長久手市議会議員（以下「議員」という。）が長久手市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における長久手市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(案)

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 年 月 日から施行し、令和 年 月 日に始まる会計年度における請負から適用する。

議会運営委員会 閉会中の継続調査申出一覧

1 事件名

- (1) 議会運営に関すること
- (2) 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関すること
- (3) 議会改革に関すること
- (4) 議長の諮問に関すること

2 期間

令和9年4月30日まで